（揚貨装置等の制限荷重等の標示）

第五十八条　（略）

2　総トン数三百トン以上の船舶又は国際航海に従事する総トン数三百トン未満の旅客船の船舶所有者は、制限荷重の指定を受けていない揚貨装置の見やすい箇所に一トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しておかなければならない。

3　（略）

4　総トン数三百トン以上の船舶又は国際航海に従事する総トン数三百トン未満の旅客船の船舶所有者は、揚貨装置又は揚貨装具の見やすい箇所に管海官庁が適当と認める安全に関わる情報を標示しておかなければならない。

（荷役設備検査記録簿等）

第六十一条　（略）

2・3　（略）

4　船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装具について、安全上支障があると認められる場合は、その使用を禁止するとともに、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

別表第１（第22条、第65条の６、第66条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
移動式放水モニター	1個につき　8,300円	
固定式放水モニター	1個につき　8,300円	
（略）		
回頭角速度計	1個につき　8,500円	
電子傾斜計	1個につき　22,400円	
（略）		

別表第１の２（第66条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
移動式放水モニター	1個につき　8,300円	
固定式放水モニター	1個につき　8,300円	
（略）		
回頭角速度計	1個につき　8,500円	
電子傾斜計	1個につき　22,300円	
（略）		

別表第２（第66条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
移動式放水モニター	1個につき　7,800円	
固定式放水モニター	1個につき　7,600円	

（揚貨装置等の制限荷重等の標示）

第五十八条　（略）

2　総トン数三百トン以上の船舶の船舶所有者は制限荷重の指定を受けていない揚貨装置の見やすい箇所に一トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しておかなければならない。

3　（略）

（新設）

（荷役設備検査記録簿等）

第六十一条　（略）

2・3　（略）

（新設）

別表第１（第22条、第65条の６、第66条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
移動式放水モニター	1個につき　8,300円	
（略）		
回頭角速度計	1個につき　8,500円	
（略）		

別表第１の２（第66条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
移動式放水モニター	1個につき　8,300円	
（略）		
回頭角速度計	1個につき　8,500円	
（略）		

別表第２（第66条関係）

製造に係る予備検査	（略）	（略）
移動式放水モニター	1個につき　7,800円	